「生活保護」と「B型事業所」の併用：不安を安心に変える、はじめの一歩

知るだけで、選択肢はもっと広がる



アイデンドの就労支援

NotebookLM

「B型事業所で工賃をもらうと、その分だけ保護費が減ってしまうの？」



生活保護を利用されている多くの方が、同じ不安を抱えています。
「働きたい」という気持ちと、「生活が苦しくなるかもしれない」という心配。
その疑問に、はっきりとお答えします。
その疑問に、はっきりとお答えします。

NotebookLM

結論：工賃をもらうほど、自由に使えるお金は「増え」ます。



これは間違いではありません。
生活保護の制度には、働く意欲を応援するための「嬉しいいルール」が用意されています。
この仕組みを知ることが、新しい一歩新しい一歩につながります。

NotebookLM

なぜ、そんなことが可能なのでしょうか？



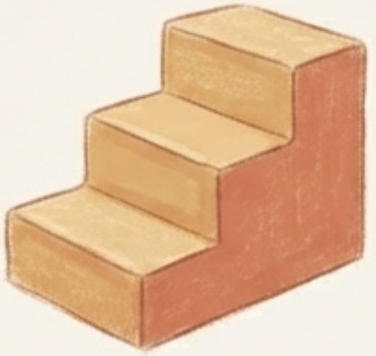
併用は可能です

ケースワーカーの承認があれば、生活保護を受けながらB型事業所に通うことができます。



「就労控除」が鍵です

稼いだ工費の全額ではなく、控除を引いた額だけが収入と見なされる重要な仕組みです。



自立への確かな一歩です

お金だけでなく、生活リズムや自信を取り戻す練習になります。

NotebookLM

まずは基本から：保護費の決まり方



生活保護費は、国が定める「最低生活費」から、あなたの「収入」を差し引いた差額が支給されます。B型事業所の工賃は、この「収入」に関わってきます。

NotebookLM

工賃の全額が「収入」になるわけではありません

M PLUS Rounded 1c

あなたの頑張りを守る「就労控除」というルール

「就労控除」とは、「働くために必要な経費」や「働くことへの意欲」を尊重し、工賃などの収入から一定額を差し引いてくれる仕組みです。この控除された分は、収入としてカウントされません。



NotebookLM

具体例①：月に15,000円の工賃を得た場合

工賃収入  15,000円



※収入が1.5万円程度までは
全額控除されることが多い

基礎控除  約15,000円

収入認定額 0円

結果：保護費は1円も減りません。
手元に15,000円がまるまる残ります。

NotebookLM

具体例②：月に25,000円の工賃を得た場合

工賃収入  25,000円

↓

基礎控除  約16,000円

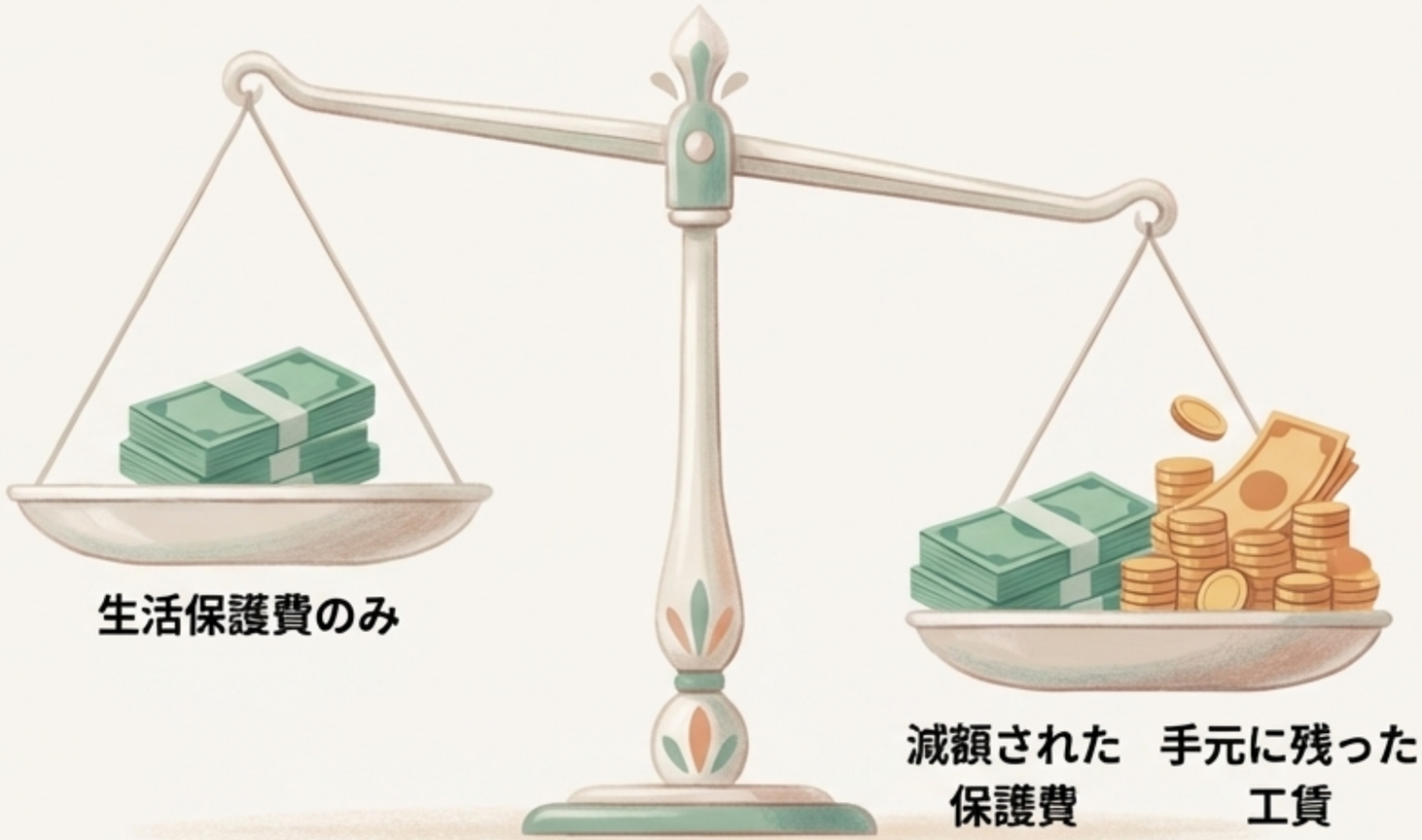
※収入額に応じて段階的に増えます

収入認定額 9,000円

結果：保護費は9,000円減りますが、工賃25,000円から差し引かれると、手元には**16,000円**が残ります。結果的に、自由に使えるお金は増えました。

NotebookLM

結論は一つ：働けば働くほど、世帯の総収入は必ず増えます。



※自治体によって控除額の細かな基準は異なります。詳細は必ず担当のケースワーカーにご確認ください。

NotebookLM

B型事業所がもたらす価値は、お金だけではありません



社会とのつながり

事業所に通い、スタッフや仲間と挨拶を交わすだけで、孤独感が和らぎます。



生活リズムの改善

決まった時間に通うことが、心と体の健康を整えるきっかけになります。



自信と自己肯定感

「誰かの役に立っている」という実感は、自立に向けた大大きな力になります。

NotebookLM

あなた自身を守る、大切な「収入申告」

工賃を得た場合は、必ず福祉事務所のケースワーカーへ申告が必要です。
これは、あなたと行政の信頼関係を保つための大切なルールです。

正直に申告する

申告を忘れると「不正受給」と見なされ、トラブルの原因になります。

書類を保管する

事業所から受け取る「工賃明細書」は必ず保管し、提出しましょう。

事前に相談する

B型事業所に通い始める前に、ケースワーカーに「通いたい」という意思を伝えておくとスムーズです。



NotebookLM

よくあるご質問

工賃が高くなりすぎると、生活保護を打ち切られますか？

B型事業所の工賃だけで最低生活費を上回ることは稀ですが、万が一上回った場合は、保護の停止しや廃止が慎重に検討されます。それは「自立」という大きな一歩であり、急に打ち切られることはありません。

事業所に通うための交通費はどうなりますか？

交通費は、就労控除とは別に実費として控除される（または支給される）場合が多いです。アイデンドのように送迎サービスがある事業所なら、自己負担の心配もありません。

NotebookLM

「稼いではいけない」から「自分のために使おう」へ

> 「生活保護だからお金を稼いじゃいけない」と自分を律しすぎている方が多いのですが、制度は「あなたの自立」を応援するためにあります。まずは自分へのご褒美（美味しいランチや趣味の道具）を工賃で買うことから始めてみませんか？



— アイデンド スタッフより

NotebookLM



アイデンドが、あなたの「新しい一歩」を支えます

私たちは、生活保護を利用されている方も安心して通える体制を整えています。 一人で悩まず、私たちと一緒に考えましょう。

ケースワーカーとの連携

必要に応じて、スタッフがケースワーカーとのやり取りをバックアップします。

書類準備のサポート

収入申告に必要な「工賃明細書」を毎月確実にお渡しします。

一人ひとりの計画作成

「将来は自立したい」といった目標に合わせ、無理のない計画を一緒に立てます。

NotebookLM

「こんなことを聞いてもいいのかな？」
どんな小さなことでも、ご相談ください。

私たちは、あなたの不安や疑問に寄り添い、一緒に解決していきたいと考えています。
相談はすべて無料です。 まずは一歩、踏出してみませんか？

お電話でのお問い合わせ

アイデンド八戸：0178-32-0617 （平日 9:00-17:00）	アイデンド八戸 (平日 9:00-17:00)	アイデンド八戸 (平日 9:00-17:00)
アイデンド十和田：0176-58-6257 （平日 9:00-17:00）	アイデンド十和田 (平日 9:00-17:00)	manaby CREATORS 八戸 (平日 9:00-17:00)
manaby CREATORS 八戸：0178-51-8951 （平日 9:00-17:00）	manaby CREATORS 八戸 (平日 9:00-17:00)	



NotebookLM